

罹患証明書

(那覇市医師会調整済 H 25 年度)

那覇市立安岡中学校

年 組 生徒氏名：

上記生徒は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

☐臨床診断

簡易キット	使用無し	A	B	陽性
-------	------	---	---	----

☐症状出現日： 月 日

診断日：平成 年 月 日

医療機関名：

医師氏名又は代表者名：

※平成24年4月1日付けで学校保健安全法施行規則第19条第2項が改正されました。

これまでの「解熱した後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」に変わりました。学校や、保育園では必用に応じて下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

下記のとおり、発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したので、出席停止措置の中止をお願いします。

体温測定月日時	測定時間：体温	測定時間：体温
発症日 月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

(発熱が長く、記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください)

平成 年 月 日 生徒氏名：

保護者氏名：

印

インフルエンザによる出席停止期間の基準が変更されました。

これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発症後5日が経過していること」も条件になりました。

* インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、
かつ、解熱後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
(学校保健安全法施行規則第十九条)(2012年4月1日改正)

記

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)